**吹田市バリアフリーマスタープラン【概要版】**

　この計画は、吹田市において高齢者及び障がい者などの**だれもが安全に安心して暮らせるユニバーサル社会の実現**を目的とし、施設整備や心のバリアフリーに向けた取り組みを推進するものです。

**バリアフリー化の基本理念**

**だれもがやさしくなれる吹田のまちづくり**

**－バリアのない交通•まち•ひと（こころ）•しくみ－**

**バリアフリー化の基本方針**

|  |  |
| --- | --- |
| **交通** | 公共交通の利便性・快適性の向上 |
| **まち** | だれもがどんなときでも利用できる移動環境、  施設環境の形成 |
| **ひと**  **(こころ)** | お互いの個性や多様性が理解尊重され、誰もが共感と思いやりをもった共生社会づくりが実践できる理解の促進 |
| **しくみ** | バリアフリー化を推進するしくみづくり |

**QR コード

自動的に生成された説明これまでの取り組みと計画の策定について**

本市では、平成14（2002）年から吹田市内の鉄道駅周辺を重点整備地区として定め、段階的に整備をしてきました。また、令和５（2023）年度には、これまでの事業のおおむねの完了を確認するとともに、可動式ホーム柵の設置を新規事業として追加するなど、更なるバリアフリー化の第１段階としてバリアフリー基本構想の見直しを行いました。本マスタープランは、第２段階としてバリアフリー化の方針設定を行うものです。

右マークは音声コード「Uni-Voice」です。専用アプリで読み取ると、本文を音声で再生します。

マークはコード「Uni-Voice」です。アプリでみると、をでします。

**バリアフリー化に向けた取り組み方針**

基本方針に掲げた４つのテーマをもとに具体的な取り組み方針を設定し、市内のバリアフリー化を推進します。詳細は、計画本編をご覧ください。

**基本方針１「公共交通の利便性・快適性の向上」に関する取り組み方針**

|  |  |
| --- | --- |
| * 鉄道駅・バス停留所・車両における取り組み | * 公共交通サービスの維持向上 |

**基本方針２「だれもがどんなときでも利用できる移動環境、施設環境の形成」に関する取り組み方針**

|  |  |
| --- | --- |
| * 道路空間におけるバリアフリー化 | * 交通安全対策 |
| * 施設のバリアフリー化 | * 公園施設等のバリアフリー化 |
| * 大規模開発におけるバリアフリー化 | * 緊急時・災害時のバリアフリー化 |
| * 情報伝達の取り組み | * 維持管理の継続 |

**基本方針３「お互いの個性や多様性が理解尊重され、誰もが共感と思いやりをもった共生社会づくりが実践できる理解の促進」に関する取り組み方針**

|  |  |
| --- | --- |
| * バリアフリーに関する教育活動の推進 | * 心のバリアフリーの普及啓発 （障がい者理解へ向けた啓発の推進） |
| * 障がい者への意思疎通手段の利用促進 |

**基本方針４「バリアフリー化を推進するしくみづくり」に関する取り組み方針**

|  |  |
| --- | --- |
| * 住民提案制度の利用促進 | * 施設整備における当事者意見の反映 |
| * 行為の届出 |  |

**用語解説：生活関連施設**

高齢者、障がい者などが利用する施設のうち、規模や利用状況などの地域実情を勘案し選定された施設で、移動等円滑化のための事業実施の必要性が高く、実施可能性がある施設または既に移動等円滑化された施設

QR コード

自動的に生成された説明

マップ

自動的に生成された説明**移動等円滑化促進地区の設定**

移動等円滑化促進地区は、本市がバリアフリー化を推進するために方針を設定する地区です。本マスタープランでは、これまで取り組んできた鉄道駅を中心とした重点整備地区におけるバリアフリー化に加え、全市域を移動等円滑化促進地区とし、幹線道路の連続性に配慮したバリアフリー化を推進します。

特に幹線道路沿いのバス停留所を起点として経路のネットワーク化を図ります。さらにこれらの幹線道路から各生活関連施設を結ぶことにより市内全域のバリアフリー化を目指します。

図：移動等円滑化促進地区の範囲

マップ

自動的に生成された説明マップ

自動的に生成された説明

マップ

自動的に生成された説明　**生活関連施設及び生活関連経路等の設定**

**生活関連施設設定の基本的な考え方**

生活関連施設をバリアフリー法に例示された全ての施設とした場合、施設総数が膨大な数となります。このため、本マスタープランでは、特別特定建築物（バリアフリー法第２条第１項第18号）及び大阪府福祉のまちづくり条例を参考に、施設規模や施設設置管理者等を考慮して「生活関連施設になり得る施設」を抽出します。

この中から生活関連施設を設定するにあたっては、基本構想改定の際に地域の状況を踏まえながら、避難所に指定されている点を加味して生活関連施設を指定します。また、既設定の生活関連施設については指定を継続します。

図：生活関連施設になり得る施設の立地状況

QR コード

自動的に生成された説明

マップ

自動的に生成された説明**生活関連経路等設定の基本的な考え方**

マップ

自動的に生成された説明ロゴ

低い精度で自動的に生成された説明生活関連施設になり得る施設は、市内全域に満遍なく立地していることから、これまでの鉄道駅等を中心としたバリアフリー化の推進に加え、市内に点在するバス停留所を起点とした幹線道路をネットワーク経路として位置づけ、移動等円滑化基準に則った整備や無電柱化等の高度なバリアフリー化を進めます。また、幹線道路から避難所に指定されている施設を結ぶ経路についても安全で快適な歩行者空間の整備を進めます。

今後、基本構想の見直しにあたっては、多様な移動に対して利便性の高い歩行者ネットワークを構築することや、経路の連続性に配慮して生活関連経路を指定します。なお、既設定の生活関連経路・準生活関連経路については指定を継続します。

図：生活関連経路等の設定状況

**用語解説：準生活関連経路とは**

主に特定旅客施設と生活関連施設を結ぶ経路のうち、移動等円滑化のための事業実施の必要性は高いが、事業実施が困難な経路であることなどの理由により、長期的に事業実施に取り組む経路

**用語解説：生活関連経路とは**

主に特定旅客施設と生活関連施設を結ぶ経路のうち、移動等円滑化のための事業実施の必要性が高く、可能性がある経路または既に移動等円滑化されている経路

**マスタープランの実現に向けた体制**

本市では、吹田市バリアフリー推進協議会を継続して開催し、バリアフリー化事業の進捗確認及び評価を行いながら、計画のスパイラルアップを図るとともに、おおむね５年おきにバリアフリーマスタープランと基本構想の見直しを行います。



バリアフリーマスタープランの本編は吹田市ホームページからご覧ください。

https://www.city.suita.osaka.jp/　(個別ページURL)　.html

吹田市　土木部　総務交通室

〒565-0855　大阪府 吹田市 佐竹台1丁目6-3 吹田市総合防災センター7階　電話：06-6155-3531　FAX：06-6872-1652

**吹田市バリアフリーマスタープラン**

**検 索**

QR コード

自動的に生成された説明